

消 防 予 第 3 0 号
平成 2 4 年 1 月 3 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公印省略)

「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に係る協議要領
の細目について

『聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業』の事業者の決定及び協議要領について」(平成 23 年 12 月 28 日付け消防予第 500 号)を通知したところですが、その細目を別記のとおりとしますので、事業の実施について配慮いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の消防本部等(消防本部を置く場合は消防本部であり、置かない場合は町村をいう。以下同じ。)に対し、この旨周知いただくようお願いいたします。

<連絡先>

消防庁予防課 児玉、石倉

電話：03-5253-7523

E-mail：t2.ishikura@soumu.go.jp

1 本事業の実施期間について

本事業に係る予算は、財政法第 14 条の 3 に基づく繰越明許費であり、同法第 43 条の 3 に基づく財務大臣の承認を経た上で、平成 24 年度に繰り越して執行を行う予定です。したがって、本事業の実施期間は平成 25 年 3 月 31 日までとなる予定です。

2 支援対象者へ送付する文書について

地域毎に作成した「地域実施計画」に基づき、支援対象者へ送付又は持参（以下「送付等」という。）する文書については、以下のとおりとします。なお、支援対象者リストの作成が困難な地域については、事業周知を広く実施した後に給付を希望する支援対象者に対して送付等を行うこととします。

(1) 送付内容

総合警備保障株式会社（以下「ALSOK」という。）から、送付用切手を貼付した封筒に以下の①～④を同封した上で「地域実施計画」に基づく周知文書を送付等する部局に対して配付します。各地域で他に同封する文書等がある場合は、ALSOKと調整を行って下さい。

- ① 事業説明リーフレット
- ② 「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器」給付申請書（以下「申請書」といい、様式は別添 1 のとおりとします。なお、この申請書の記載において、支援対象者宅に聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器が未設置であることの申し出を確認することとします。）
- ③ 個人情報の取扱いに関する同意書（以下「同意書」といい、様式は別添 2 のとおりとします。）
- ④ 返信用封筒（料金受取人払の手続き済のものとしてします。）



(2) 送付方法

各地域で把握している支援対象者リストに基づき、宛て先をタックシールに印刷等した上で、支援対象者へ送付等して下さい。

あて先等を印刷するためのタックシールについては、ALSOKより各地域の担当部署に必要部数を配付します。

(3) 送付期間

支援対象者リストが作成されている地域については、平成 24 年 2 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に各支援対象者に送付するよう努めてください。

なお、支援対象者リストの作成が困難な地域や、支援対象者リスト作成後に新たに支援対象者を把握した場合等については、各地域でALSOKと協議して下さい。

3 支援対象者からの提出書類について

給付を希望する支援対象者からは、以下の書類の提出を求めるとします。ただし、提出書類だけでは、設置を希望する住宅に支援対象者が居住していることが確認できない等の場合には、現地確認の際にALSOKが個別に提出書類以外の書類を支援対象者に対して求める場合があります。

(1) 提出書類

- ① 申請書
- ② 同意書
サイン
- ③ 生活保護受給証明書の写し（申請中の場合は申請書類等の写し）
- ④ 身体障害者手帳の写し（申請中の場合は申請書類等の写し）



(2) 提出先

支援対象者からの提出書類の送付先は、ALSOK法人営業第二部（東京都港区元赤坂1-6-6）宛てとします（返信用封筒に印字してあります。）。

(3) 受付期間

平成24年2月1日より順次受付を開始し、平成24年12月31日を期限とします。

ただし、本事業は予算に限度があることから、期限日前であっても給付希望者数が一定数に達した段階で締め切ります。受付済みの給付希望者数については、随時、本事業周知広報用ホームページに掲載するとともに、受付を締め切る場合の締切日については、あらかじめ周知を行う予定です。

4 機器の設置開始時期について

機器の設置については、平成24年5月1日から行う予定です。給付希望者数が予定数を超過する場合又は超過する可能性がある場合は、盲ろう者及び聴覚障がい者等級が1級～3級までの希望者を優先して設置することとします。

なお、岩手県、宮城県及び福島県内の各市町村の受付期間、設置時期については給付希望者数の状況を見ながらALSOKより別途調整を行います。

5 支援対象者からのALSOK問い合わせ窓口について

ALSOK各事業所（支社、支店、営業所、グループ会社含む）およびALSOKテレフォンサービスセンターとします。ALSOK各事業所については、それぞれの営業時間内となりますが、テレフォンサービスセンターは24時間無休で対応することとしています。

開設期間については、平成24年2月10日（予定）から平成26年3月31日までの間とします。

(ALSOKテレフォンサービスセンター)

TEL : 0120-297-949

FAX : 03-5305-6059

E-mail : jyukeiki-shien@alsokbs.co.jp

6 支援対象者リストの作成について

支援対象者リストは、各地域で把握可能な時点の情報で作成して下さい。

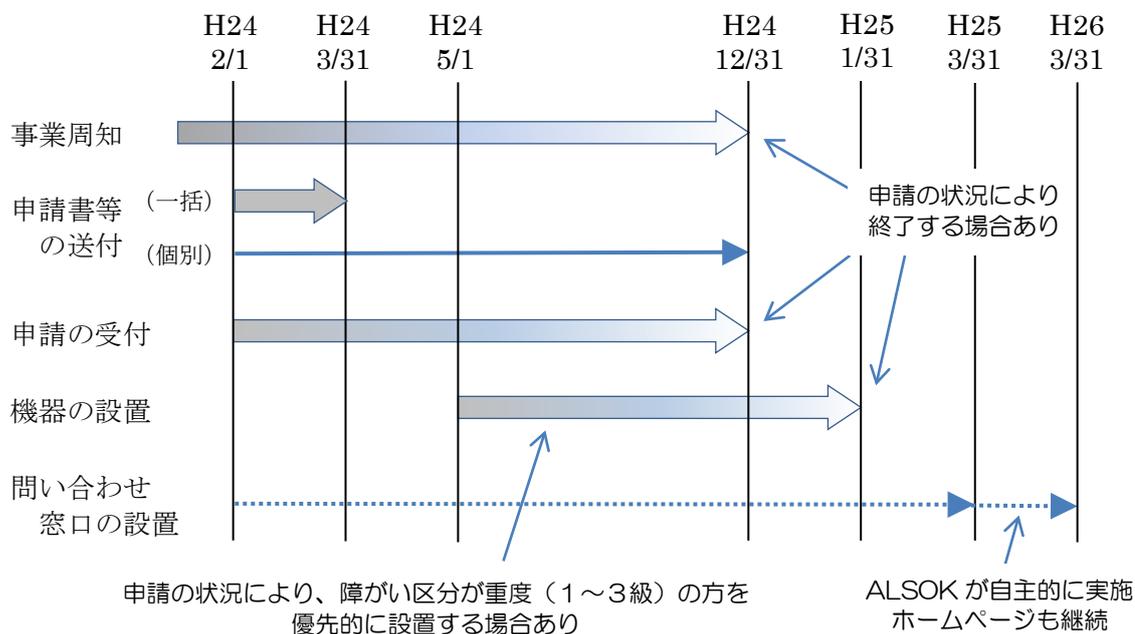
リスト作成後に新たに支援対象者から申請書の請求及び提出があった場合も対応は可能ですので、地域毎に関係部署間の調整を行って下さい。

7 本事業周知広報用ホームページについて

支援対象者に対し、本事業の内容を周知すること、関係機関等に対して現在の状況をお知らせすること及び各種マニュアル等を周知することを目的として、本事業周知広報用ホームページ (<http://www.jyukeiki-shien.jp>) を開設します。

開設期間については、平成24年2月10日(予定)から平成26年3月31日までの間とします。

【参考：各スケジュールの流れ】



ちょうかくしょう しゃたいおうがたじゅうたくようかさいけいほうき きゅうふしんせいしよ
 「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器」給付申請書

しんせいび 申請日		へいせい 平成		ねん 年	がつ 月	にち 日
しんせうしゃ 申請者	(フリガナ)				せい べつ 性別	おとこ おんな 男 女
	し めい 氏 名				せいねんがっぴ 生年月日	ねん がつ にち 年 月 日
	じゅう しょ 住 所					
れんらくせん 連絡先	てん わ 電 話					
	ファックス FAX					
	メール					

しんせい だいに かた おこな ばあい いか らん だいにん がた じょうほう きにゅう くだ
 申請を代理の方が行う場合は、以下の欄に代理人の方の情報を記入して下さい。

だいにんしめい 代理人氏名	
だいにんれんらくさき てんわ 代理人連絡先（電話）	

~~~~~    がいとう    がいとう    まる    くだ  
 ~~~~~ 該当する回答に○をつけて下さい。 ~~~~~

きぼう れんらくしゅだん ふくすうかいとうか
 1 希望する連絡手段はどれですか？（複数回答可）

| | | |
|------------------|-------------------|----------|
| ① てん わ
電 話 | ② ファックス
FAX | ③ メール |
|------------------|-------------------|----------|

せっち きぼう じゅうたく も いえ ちんたいじゅうたく
 2 設置を希望する住宅は、持ち家ですか？賃貸住宅ですか？

| | |
|---------------------|------------------------|
| ① も いえ
持ち家 | ② ちんたいじゅうたく
賃貸住宅 |
|---------------------|------------------------|

※2で「②賃貸住宅」と回答された方は、設置することに対して家主（大家）
 かた りょうしょう え
 の方の了承が得られていますか？

| | |
|------------------|-------------------|
| ① え
得られている | ② え
得られていない |
|------------------|-------------------|

じたく ちょうかくしょう しゃたいおうがた じゅうたくようかさいけいほうき せっち
 3 自宅に聴覚障がい者対応型の住宅用火災警報器は設置されていますか？

| | |
|---------------------|----------------------|
| ① せっち
設置されている | ② せっち
設置されていない |
|---------------------|----------------------|

うらめん きにゅう
裏面も記入してください。



4 今後、現場確認や設置工事の時に手話通訳者などが必要ですか？

| | | |
|---------------|------------|------------|
| ① 必要ない | ② 手話通訳者が必要 | ③ 要約筆記者が必要 |
| ④ 盲ろう者向け通訳が必要 | ⑤ その他 () | |

5 4で、②～⑤と回答された方は手話通訳者などの指定はありますか？

| | | |
|--------|--------|-------------------|
| ① 指定あり | ② 指定なし | 指定なしの場合は当方で用意します。 |
|--------|--------|-------------------|

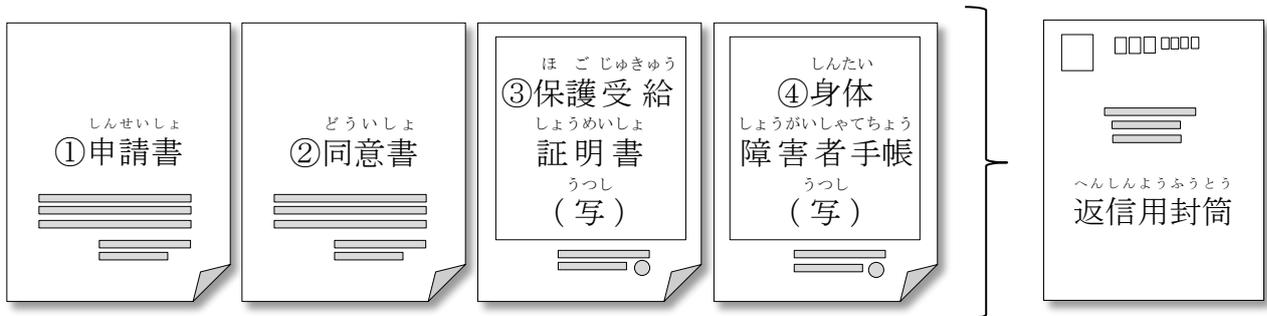
※5で「① 指定あり」と回答された方は、手話通訳者などの情報をご記入下さい。

| | |
|-----|----|
| 会社名 | 氏名 |
| 連絡先 | |

質問は以上です。

この申請書以外に「②個人情報同意書」、「③保護受給証明書の写し」、「④身体障害者手帳の写し」を返信用封筒に入れてポストに投函して下さい。

(切手は不要です。)



【問い合わせ先】総合警備保障株式会社 (ALSOKテレホンサービスセンター)

電話：0120-297-949

FAX：03-5305-6059

メール：jyukeiki-shien@alsokbs.co.jp

| | | | |
|-----------------------|-----|-----|------|
| ALSOK
きゆうらん
記入欄 | 受付日 | 受付者 | 電話番号 |
|-----------------------|-----|-----|------|

こじんじょうほう とりあつかい かん どういしょ
 個人情報の取扱いに関する同意書

わたし ちょうかくしょう しゃたいおうがたじゅうたくよう かさいけいほうきふきゅうしえんじぎょう こじん
 私は、「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」における個人
 じょうほう と あつかい かきじこう どうい
 情報の取り扱いについて下記事項に同意します。

だい じょう こじんじょうほう りようもくてき
 第1条（個人情報の利用目的）

アルソック ちょうかくしょう しゃたいおうがたじゅうたくよう かさいけいほうきふきゅうしえんじぎょう もと
 ALSOKは、「聴覚障がい者対応型住宅用火災警報器普及支援事業」に基づ
 ていきょう さい きゃくさま こじんじょうほう りよう ほんじぎょう すいこう
 くサービスの提供に際し、お客様の個人情報の利用については、本事業を遂行す
 るための必要な範囲（加工、報告、連絡、通知、案内等）および次の各場合に限つ
 ひつよう はんい かこう ほうこく れんらく つうち あんないなど つぎ かくばあい かぎ
 使用するものとし、それ以外での目的では使用いたしません。

アルソック きゃくさま たい じぎょう かんれん じょうほう ていきょう じぎょう
 (1) ALSOKが、お客様に対して事業に関連する情報のご提供、および事業
 れんらく しょうかい ばあい
 についてご連絡やご紹介をする場合

じぎょう かいぜん きゃくさま ちょうさ ねが ばあい
 (2) 事業の改善のため、お客様にアンケート調査をお願いする場合

ほじょ じぎょうしゃおよ かくしちょうそんかんけいぶ きょく れんらくちょうせい しょう ばあい
 (3) 補助事業者及び各市町村関係部局の連絡調整に使用する場合

じぎょう しゅうりょう ばあい アルソック きゃくさま ていきょうただ こじんじょうほう
 2 事業が終了した場合、ALSOKはお客様からご提供頂いた個人情報の
 へんきやく はき へんこう まっしょう しょうきょどう そち しょうてい てつつ もと じっし
 返却、破棄、または変更・抹消・消去等の措置を所定の手続きに基づき実施
 いたします。

だい じょう こじんじょうほう しゅうしゅう だいさんしゃ ていきょうなど
 第2条（個人情報の収集、第三者への提供等）

アルソック きゃくさま こじんじょうほう きゃくさま しゅうしゅう りようもくてき めいじ うえ
 ALSOKは、お客様の個人情報をお客様に収集・利用目的を明示した上で
 しゅうしゅう しゅうしゅう てきほう てきせい
 収集するものとし、収集は適法かつ適正におこないます。

アルソック きゃくさま こじんじょうほう きゃくさま どうい だいさんしゃ ていきょう かいじ
 2 ALSOKは、お客様の個人情報をお客様の同意なく第三者に提供・開示は
 いた つぎ さだ ばあい のぞ
 致しません。ただし、次に定める場合は除きます。

ほうれい さだ ほうれい てつつ かいじ ひつよう ばあい
 (1) 法令の定め、ないし法令による手続きにより開示が必要とされる場合

きんきゅうじたいとう はっせいじどうこじんじょうほう ていきょう かいじ せいとう りゆう
 (2) 緊急事態等の発生時等個人情報を提供・開示することに正当な理由があ
 り、かつお客様の同意を得ることが困難である場合

だい じょう こじんじょうほう と あつか ほかん かんり
第3条（個人情報 の取り 扱いと保管・管理）

アル ソ ッ ク きゃくさま こじんじょうほう ほかん あいだ きゃくさま こじん
ALSOKは、お 客 様 の個人 情報 を保管 している 間 において、お 客 様 の個人
じょうほう てきせい と あつか あんぜん ほかん かんり
情報 を適正 に取り 扱い、安全 に保管・管理 いたします。

だい じょう こじんじょうほう かいじ など
第4条（個人情報 の開示等）

アル ソ ッ ク こじんじょうほうほごほう もと きゃくさま と あ こじんじょうほう
ALSOKは、個人 情報 保護法 に基づくお 客 様 からのお 問 い 合 わ せ（個人 情報
りようもくてき かいじ ていせい りようていしなど たい
の利用 目的、開示、訂正、利用 停止等）に対して、すみやかに お 応 え いたします。

ただ ないよう てすりよう はっせい ばあい
但し、内容 により、手数料 が発生 する 場合 があります。

だい じょう ぎょうむ さいいたく
第5条（業務 の再委託）

アル ソ ッ ク ほん およ た ふ すいぎょうむ いちぶ だいさんしゃ ぎょうむ いたく
ALSOKは、本 サービス 及び その他 付 随 業務 の一部 を、第三者 に 業 務 委 託 する
ことが あります。

ぜんこう さだ ぎょうむ はんない アル ソ ッ ク さだ ぎょうむ いたくさき さいいたくさき
2 前項 に定める 業務 の範囲 内 において、ALSOK が定める 業 務 委 託 先（再委託 先
）にお 客 様 の個人 情報 を提供・開示 する 場合、業務 委 託 先（再委託 先）に対して も
アル ソ ッ ク どうよう こじんじょうほう と あつか ぜんたい じょう だい じょう だい じょう だい じょう
ALSOK と同様の 個人 情報 の取り 扱い（前第1条、第2条、第3条、第4条 を
ふく ぎむ か
含む）義務 を課すもの と します。

だい じょう そんがいばいじょう
第6条（損害 賠償）

ほんどういしょ りこう かん アル ソ ッ ク せ き じゅう きゃくさま そんがい
本同意書 の履行 に関し、ALSOK の責め に帰す べき 事由 によりお 客 様 に損害
はっせい ばあい アル ソ ッ ク きゃくさま たい つうじょう げんじつ そんがい ばいじょう
が発生 した 場合 は、ALSOK はお 客 様 に対して 通常 かつ 現実 の損害 を賠償 する
もの と します。

だい じょう ゆうこう きげん
第7条（有効 期限）

ほんどういしょ ゆうこう きげん ちょうかくしやう しやたいおうがたじゅうたよくうか さいけいほうきふきゅうしえんじぎょう
本同意書 の有効 期限 は「聴 覚 障 がい者 対応 型 住宅 用 火災 警報 器 普及 支援 事業」
もと ていきよう じゆん
に基づく サービス の提供 に 準 ずるもの と します。

だい じょう きやうぎ じこう
第8条（協議 事項）

ほんどういしょ さだ じこう ほんどういしょ かくじょうこう かいしゃく ぎ ぎ しょう
本同意書 に定め のない 事項 および 本同意書 の各条項 の解釈 に疑義 が 生 じた と
きは、お 客 様 と ALSOK 間 で協議 し、誠意 をもって 解決 するもの と します。

いじょうごうい あかし きゃくさま アルソック きめいおういん ほんどういしょ アルソック
以上合意の証として、お客様、ALSOK記名押印のうえ、本同意書をALSOK
ほゆう ほんどういしょ うつ きゃくさま ほゆう
が保有し、本同意書の写しをお客様がそれぞれ保有するものとします。

へいせい ねん がつ にち
平成 年 月 日

きゃくさま じゅうしょ
お客様 : 住所

しめい いん
氏名 印

アルソック じゅうしょ
ALSOK : 住所

かいしゃめい
会社名

たんとうしゃしめい いん
担当者氏名 印